

報告書要旨

令和4年3月24日

地方独立行政法人市立大津市民病院

内部統制第三者調査委員会

委員長 弁護士 中 井 崇



委員 弁護士 金 容 洙



1 外科医師からのハラスメント申告について

- 令和3年9月17日の面談において、B理事長がA副院長に対し、外科の業績不振を理由に挙げて、京都府立医科大学から消化管チームを招聘することを決断したとして、A副院長ほか複数名の医師が退職することを求めたことが認められる。
- 退職を求めるにあたって人格を否定するような言動や、過度に威圧的な言動がなされたとは認められず、「パワーハラスメント」に該当するような言動は認められない。
- もっとも、「業績不振」の原因が現外科チームにあることや、現外科チームで

は今後改善の見込みがないことについて合理的根拠が示されず、また現外科チームに問題があると考えるのであれば、先に派遣元である京都大学から別のチームに交替してもらうよう打診するという選択肢があったにもかかわらず、先に京都府立医科大学から消化管チームを招聘する話を持ち出したことから、現外科チームや京都大学側の不信感を招いた。このような話の進め方が、後の混乱につながったものと考えられる。

2 脳神経外科医師からのハラスメント申告について

- B理事長が脳神経外科のG診療部長に対し、脳血管障害の科を新設して外部から医師を招聘することを提案し、それにあわせて現脳神経外科チームの人員削減を求めたことが認められる。

- 人員削減を強要するような言動は認められない。

B理事長から、脳神経外科の「業績不振」についてG診療部長の責任を問う発言があり、時に表現がきつくなった場面もあったが、人格を否定するような内容はなく、面談全体を通してG診療部長の医師としての技量への敬意も表されていることからすると、「パワーハラスメント」とまでは認められない。

- 新設する科への医師の招聘は、B理事長らからまず現脳神経外科チームの派遣元である京都大学に対し人員派遣を要請したものの、断られたため京都府立医科大学からの招聘を念頭に話を進めており、話の進め方に特段問題となる点は見当たらない。ただ、外科の事案で醸成された不信感が、脳神経外科にも派生したと考えられる。

3 内部検証手続の進め方について

- 1項のハラスメント申告に関してH内部統制推進室長が行った内部検証手続において、法令および内部規程の違反は認められない。

- 申告者であるA副院長からヒアリングを行わなかったことは、音声記録の検証によって足りるとの判断に基づくものではあったが、内部統制推進室が作成して法人内に周知している手続フロー図に反しており、少なくとも当該フロー図と異なる手順を進めることについてA副院長に丁寧に説明すべきであったと考える。

- 申告者においてハラスメントの当事者と認識していたE院長を、検証者の一人として選んだことは、検証の公平性に疑問を抱かせる点で不適切であった。また、申告者に調査結果を伝える際、ハラスメントに該当しないという結論のみ伝え、理由の説明が一切なかったことも、申告者の納得性の点にもう少し配慮が必要であったと考える。

以 上